

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月15日

【四半期会計期間】 第109期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 菊池 康雄

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 黒本 淳之介

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 下山 孝治

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店
(東京都台東区三筋1丁目1番1号)
株式会社栃木銀行大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,674	26,807	26,988	54,309	53,411
連結経常利益	百万円	6,090	4,629	811	9,545	7,563
連結中間純利益	百万円	3,278	2,237	1,899		
連結当期純利益	百万円				5,640	4,917
連結中間包括利益	百万円		2,265	1,135		
連結包括利益	百万円					1,519
連結純資産額	百万円	112,330	117,459	117,046	115,596	116,312
連結総資産額	百万円	2,403,055	2,452,744	2,509,090	2,417,629	2,462,168
1株当たり純資産額	円	975.57	1,017.00	1,013.39	1,002.32	1,005.37
1株当たり中間純利益 金額	円	28.89	19.73	16.74		
1株当たり当期純利益 金額	円				49.71	43.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					
自己資本比率	%	4.60	4.70	4.58	4.70	4.63
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.35	10.87	11.42	10.48	11.13
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,661	34,416	37,649	15,399	19,976
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	37,669	14,383	71,752	41,691	36,420
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	406	402	401	809	803
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	80,489	92,435	93,892	72,803	128,398
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,933 [545]	1,939 [607]	1,971 [603]	1,878 [558]	1,888 [604]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	25,017	25,217	25,371	50,799	50,250
経常利益	百万円	5,843	4,271	859	8,855	7,024
中間純利益	百万円	3,259	2,234	1,911		
当期純利益	百万円				5,609	4,902
資本金	百万円	27,408	27,408	27,408	27,408	27,408
発行済株式総数	千株	114,108	114,108	114,108	114,108	114,108
純資産額	百万円	110,510	115,169	114,747	113,518	113,828
総資産額	百万円	2,395,550	2,445,836	2,503,063	2,410,461	2,455,743
預金残高	百万円	2,254,924	2,295,626	2,327,951	2,263,089	2,288,928
貸出金残高	百万円	1,569,178	1,591,202	1,638,808	1,586,957	1,623,934
有価証券残高	百万円	678,422	686,902	672,137	684,007	638,794
1株当たり中間純利益金額	円	28.72	19.70	16.85		
1株当たり当期純利益金額	円				49.44	43.22
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率	%	4.61	4.70	4.58	4.70	4.63
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.25	10.73	11.28	10.36	10.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,839 [449]	1,825 [510]	1,858 [505]	1,754 [465]	1,777 [509]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 5 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当ありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）におけるわが国経済は、サプライチェーン（供給網）復旧に伴う生産や輸出の持ち直しが原動力になり、東日本大震災後の停滞を脱し再び浮揚し始めております。

当行の主たる営業基盤である栃木県経済についても、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響を受け弱含んでおりますが、鉱工業生産や個人消費が持ち直しつつあります。

このような環境の下、当行及びグループ会社は業績の伸長と効率化に努めてまいりました結果、当中間連結会計期間における経営成績は、以下の通りとなりました。

経常収益は、役務取引等収益の増加等により前年同期比1億80百万円増加し269億88百万円となりました。また経常費用については、不良債権処理費用の増加等により前年同期比39億99百万円増加し261億77百万円となりました。

この結果、経常利益は8億11百万円、中間純利益は18億99百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の資産は、貸出金の増加等により前連結会計年度末比469億円増加し、2兆5,090億円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比461億円増加し、2兆3,920億円となりました。また純資産は利益計上に伴う利益剰余金等の増加により前連結会計年度末比7億円増加の1,170億円となりました。

なお、主要勘定の状況は次のとおりとなりました。

預金

個人預金等の増加により、預金残高は前連結会計年度末比389億円増加し2兆3,269億円となりました。

貸出金

住宅ローン等の増加により、貸出金残高は前連結会計年度末比149億円増加し1兆6,364億円となりました。

有価証券

市場動向を注視しつつ国債及び社債を中心に運用に努めた結果、有価証券残高は前連結会計年度末比333億円増加し6,721億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は181億円、役務取引等収支は12億円、その他業務収支は25億円となりました。

このうち、国内業務部門の資金運用収支は179億円、役務取引等収支は12億円、その他業務収支は24億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は1億円、その他業務収支は0.3億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	18,816	192	19,008
	当第2四半期連結累計期間	17,974	191	18,166
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	20,228	230	36 20,422
	当第2四半期連結累計期間	18,953	221	27 19,147
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,412	38	36 1,413
	当第2四半期連結累計期間	979	30	27 981
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	994	10	1,004
	当第2四半期連結累計期間	1,207	7	1,214
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,482	16	2,499
	当第2四半期連結累計期間	2,732	14	2,746
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,488	6	1,494
	当第2四半期連結累計期間	1,525	6	1,532
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,439	32	1,472
	当第2四半期連結累計期間	2,489	30	2,520
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,439	32	1,472
	当第2四半期連結累計期間	2,748	30	2,779
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	259		259

- (注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は27億円、役務取引等費用は15億円となりました。

このうち、国内業務部門の役務取引等収益は27億円、役務取引等費用は15億円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は0.1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,482	16	2,499
	当第2四半期連結累計期間	2,732	14	2,746
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	672		672
	当第2四半期連結累計期間	702		702
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	907	16	923
	当第2四半期連結累計期間	890	13	904
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	24		24
	当第2四半期連結累計期間	41		41
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	530		530
	当第2四半期連結累計期間	682		682
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	13		13
	当第2四半期連結累計期間	12		12
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	13	0	13
	当第2四半期連結累計期間	11	0	11
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,488	6	1,494
	当第2四半期連結累計期間	1,525	6	1,532
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	169	6	176
	当第2四半期連結累計期間	169	6	176

(注) 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,289,333	5,235	2,294,569
	当第2四半期連結会計期間	2,321,259	5,677	2,326,936
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,035,762		1,035,762
	当第2四半期連結会計期間	1,104,210		1,104,210
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,248,051		1,248,051
	当第2四半期連結会計期間	1,211,061		1,211,061
うちその他	前第2四半期連結会計期間	5,519	5,235	10,755
	当第2四半期連結会計期間	5,987	5,677	11,664
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	100		100
	当第2四半期連結会計期間	24,701		24,701
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,289,433	5,235	2,294,669
	当第2四半期連結会計期間	2,345,960	5,677	2,351,638

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,588,359	100.00	1,636,457	100.00
製造業	162,139	10.21	157,831	9.64
農業, 林業	6,037	0.38	7,143	0.44
漁業	69	0.00	84	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,921	0.18	2,917	0.18
建設業	82,214	5.18	79,383	4.85
電気・ガス・熱供給・水道業	7,362	0.46	5,176	0.32
情報通信業	5,527	0.35	4,387	0.27
運輸業, 郵便業	50,676	3.19	56,756	3.47
卸売業, 小売業	166,193	10.46	162,176	9.91
金融業, 保険業	61,746	3.89	74,269	4.54
不動産業, 物品賃貸業	301,039	18.95	299,794	18.32
各種サービス業	165,198	10.40	176,509	10.78
地方公共団体	114,460	7.21	128,427	7.85
その他	462,771	29.14	481,599	29.43
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,588,359		1,636,457	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により、376億49百万円となりました。(前年同期比32億32百万円増加)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により、717億52百万円となりました。(前年同期比573億69百万円減少)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により、4億1百万円となりました。(前年同期比0.7百万円増加)

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比14億57百万円増加し938億92百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	21,368	21,825	457
経費(除く臨時処理分)	13,681	13,770	89
人件費	7,593	7,651	57
物件費	5,497	5,511	14
税金	590	607	17
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,687	8,054	367
一般貸倒引当金繰入額	534	142	391
業務純益	8,221	8,197	23
うち債券関係損益	1,440	2,488	1,047
臨時損益	3,950	7,338	3,388
株式等関係損益	2,251	2,862	611
不良債権処理額	1,588	4,754	3,165
貸出金償却	721	1,100	378
個別貸倒引当金繰入額	732	3,444	2,711
債権売却損	17	29	11
偶発損失引当金繰入額	56	56	0
信用保証協会責任共有制度負担金	60	123	63
償却債権取立益		386	386
その他臨時損益	109	107	2
経常利益	4,271	859	3,411
特別損益	177	61	238
うち固定資産処分損益	30	61	31
税引前中間純利益	4,448	798	3,650
法人税、住民税及び事業税	20	20	
法人税等調整額	2,193	1,133	3,327
法人税等合計	2,213	1,113	3,327
中間純利益	2,234	1,911	322
貸倒償却引当費用 +	1,054	4,611	3,556

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.73	1.57	0.16
(イ) 貸出金利回	2.11	1.96	0.15
(ロ) 有価証券利回	1.07	0.92	0.15
(2) 資金調達原価	1.32	1.25	0.07
(イ) 預金等利回	0.12	0.07	0.05
(ロ) 外部負債利回	0.00	0.09	0.09
(3) 総資金利鞘	0.41	0.32	0.09

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.40	14.05	0.65
業務純益ベース	14.34	14.30	0.04
中間純利益ベース	3.89	3.33	0.56

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,295,626	2,327,951	32,325
預金(平残)	2,284,424	2,318,183	33,758
貸出金(未残)	1,591,202	1,638,808	47,605
貸出金(平残)	1,562,549	1,610,115	47,566

(注) 譲渡性預金は含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高(国内業務部門)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,916,630	1,950,799	34,169
法人	333,403	346,881	13,477
合計	2,250,034	2,297,680	47,646

(注) 譲渡性預金は含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	419,150	442,808	23,657
住宅ローン残高	370,072	396,836	26,764
その他ローン残高	49,078	45,972	3,106

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,293,227	1,308,695	15,467
総貸出金残高	百万円	1,591,202	1,638,808	47,605
中小企業等貸出金比率	/ %	81.27	79.85	1.42
中小企業等貸出先件数	件	92,104	90,507	1,597
総貸出先件数	件	92,325	90,739	1,586
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.76	99.74	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	33	130	18	85
保証	1,505	7,173	1,354	6,226
計	1,538	7,304	1,372	6,311

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	26,150	26,150
	利益剰余金	63,613	67,426
	自己株式()	441	446
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	397	396
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,093	2,103
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	118,427	122,245
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	230	209
	一般貸倒引当金	7,212	7,062
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
計	7,443	7,271	
うち自己資本への算入額 (B)	7,443	7,271	
控除項目	控除項目(注4) (C)	404	404
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	125,465	129,112
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,064,579	1,040,619
	オフ・バランス取引等項目	10,124	9,156
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,074,703	1,049,775
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	79,348	80,276
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,347	6,422
計(E) + (F) (H)	1,154,052	1,130,052	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)		10.87	11.42
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100(%)		10.26	10.81

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	26,150	26,150
	その他資本剰余金		
	利益準備金	1,745	1,745
	その他利益剰余金	61,671	65,485
	その他		
	自己株式()	441	446
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	397	396
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	116,136	119,946
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	230	209
	一般貸倒引当金	7,169	7,022
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)			
計	7,400	7,231	
うち自己資本への算入額 (B)	7,400	7,231	
控除項目 (C)	404	404	
自己資本額 (D)	123,132	126,772	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,057,288	1,033,935
	オフ・バランス取引等項目	10,124	9,156
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,067,412	1,043,092
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	79,740	80,492
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,379	6,439
	計(E)+(F) (H)	1,147,153	1,123,584
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)	10.73	11.28	
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100(%)	10.12	10.67	

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	89	62
危険債権	281	298
要管理債権	55	41
正常債権	15,596	16,082

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	114,108,000	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株であり ます。
計	114,108,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		114,108		27,408,527		26,150,568

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,930	11.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,377	5.58
栃木銀行行員持株会	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,811	3.34
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC 2 P 2 HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	3,250	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,125	2.73
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュウ ポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,950	2.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,046	1.79
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	2,010	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	2,002	1.75
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,841	1.61
計		40,343	35.35

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 684,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 112,109,000	112,109	
単元未満株式	普通株式 1,315,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	114,108,000		
総株主の議決権		112,109	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が12個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式28株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市 西2丁目1番18号	684,000		684,000	0.59
計		684,000		684,000	0.59

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権 1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 130,097	7 95,752
コールローン及び買入手形	4,822	4,973
商品有価証券	156	182
金銭の信託	8,360	7,588
有価証券	7, 11 638,793	7, 11 672,136
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,621,460	1, 2, 3, 4, 5, 8 1,636,457
外国為替	5 1,083	5 916
その他資産	7 15,585	7 51,955
有形固定資産	9, 10 24,197	9, 10 23,748
無形固定資産	3,405	3,061
繰延税金資産	24,444	25,976
支払承諾見返	6,733	6,311
貸倒引当金	16,973	19,970
資産の部合計	2,462,168	2,509,090
負債の部		
預金	7 2,287,937	7 2,326,936
譲渡性預金	19,639	24,701
借入金	7 3,609	7 5,359
外国為替	60	16
その他負債	13,722	14,548
賞与引当金	1,022	1,013
役員賞与引当金	29	31
退職給付引当金	10,589	10,597
役員退職慰労引当金	431	396
睡眠預金払戻損失引当金	200	213
偶発損失引当金	176	233
再評価に係る繰延税金負債	9 1,701	9 1,682
支払承諾	6,733	6,311
負債の部合計	2,345,855	2,392,043

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	26,150	26,150
利益剰余金	65,896	67,426
自己株式	445	446
株主資本合計	119,009	120,539
その他有価証券評価差額金	3,783	4,377
土地再評価差額金	9 1,189	9 1,217
その他の包括利益累計額合計	4,972	5,595
少数株主持分	2,276	2,103
純資産の部合計	116,312	117,046
負債及び純資産の部合計	2,462,168	2,509,090

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	26,807	26,988
資金運用収益	20,422	19,147
(うち貸出金利息)	16,533	15,829
(うち有価証券利息配当金)	3,853	3,266
役務取引等収益	2,499	2,746
その他業務収益	1,472	2,779
その他経常収益	2,412	¹ 2,314
経常費用	22,177	26,177
資金調達費用	1,413	981
(うち預金利息)	1,380	927
役務取引等費用	1,494	1,532
その他業務費用	-	259
営業経費	14,062	14,227
その他経常費用	² 5,206	² 9,176
経常利益	4,629	811
特別利益	317	11
固定資産処分益	6	8
償却債権取立益	310	-
その他	0	3
特別損失	136	67
固定資産処分損	30	61
その他	105	5
税金等調整前中間純利益	4,810	754
法人税、住民税及び事業税	169	171
法人税等調整額	2,193	1,146
法人税等合計	2,362	975
少数株主損益調整前中間純利益	2,448	1,729
少数株主利益又は少数株主損失()	210	169
中間純利益	2,237	1,899

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,448	1,729
その他の包括利益	182	594
その他有価証券評価差額金	182	594
中間包括利益	2,265	1,135
親会社株主に係る中間包括利益	2,055	1,304
少数株主に係る中間包括利益	210	169

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,408	27,408
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	27,408	27,408
資本剰余金		
当期首残高	26,150	26,150
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150
利益剰余金		
当期首残高	61,773	65,896
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
中間純利益	2,237	1,899
土地再評価差額金の取崩	1	28
当中間期変動額合計	1,839	1,530
当中間期末残高	63,613	67,426
自己株式		
当期首残高	437	445
当中間期変動額		
自己株式の取得	3	1
当中間期変動額合計	3	1
当中間期末残高	441	446
株主資本合計		
当期首残高	114,894	119,009
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
中間純利益	2,237	1,899
自己株式の取得	3	1
土地再評価差額金の取崩	1	28
当中間期変動額合計	1,835	1,529
当中間期末残高	116,730	120,539

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7	3,783
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	182	594
当中間期変動額合計	182	594
当中間期末残高	174	4,377
土地再評価差額金		
当期首残高	1,190	1,189
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	28
当中間期変動額合計	1	28
当中間期末残高	1,189	1,217
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,182	4,972
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	181	623
当中間期変動額合計	181	623
当中間期末残高	1,364	5,595
少数株主持分		
当期首残高	1,884	2,276
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	209	172
当中間期変動額合計	209	172
当中間期末残高	2,093	2,103
純資産合計		
当期首残高	115,596	116,312
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
中間純利益	2,237	1,899
自己株式の取得	3	1
土地再評価差額金の取崩	1	28
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	27	795
当中間期変動額合計	1,863	733
当中間期末残高	117,459	117,046

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,810	754
減価償却費	1,150	1,177
貸倒引当金の増減()	1,204	2,996
賞与引当金の増減額(は減少)	6	8
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	69	8
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	41	34
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	11	12
偶発損失引当金の増減額(は減少)	56	56
資金運用収益	20,422	19,147
資金調達費用	1,413	981
有価証券関係損益()	1,243	642
金銭の信託の運用損益(は運用益)	28	22
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	24	53
貸出金の純増()減	4,543	14,997
預金の純増減()	32,467	38,999
譲渡性預金の純増減()	100	5,061
借入金の純増減()	337	1,749
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	54	160
コールローン等の純増()減	330	150
外国為替(資産)の純増()減	232	167
外国為替(負債)の純増減()	8	43
資金運用による収入	20,193	19,083
資金調達による支出	1,408	1,110
その他	1,217	1,654
小計	34,604	37,726
法人税等の支払額	305	184
法人税等の還付額	116	107
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,416	37,649

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	152,285	417,295
有価証券の売却による収入	90,635	231,075
有価証券の償還による収入	47,521	114,140
金銭の信託の減少による収入	893	795
有形固定資産の取得による支出	1,196	476
有形固定資産の売却による収入	20	34
無形固定資産の取得による支出	12	75
敷金及び保証金の差入による支出	0	0
敷金及び保証金の回収による収入	41	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,383	71,752
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	397	396
少数株主への配当金の支払額	1	3
自己株式の取得による支出	3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	402	401
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,631	34,505
現金及び現金同等物の期首残高	72,803	128,398
現金及び現金同等物の中間期末残高	92,435	93,892

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 4社 会社名 株式会社とちぎんビジネスサービス 株式会社とちぎん集中事務センター 株式会社とちぎんカード・サービス 株式会社とちぎんリーシング
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：12年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,508百万円(前連結会計年度末は22,226百万円)であります。</p>
<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。</p>
<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(13)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日、以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)第81項に基づき、その他資産(リース投資資産)に計上する方法によっております。</p>
<p>(14)収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。</p>
<p>(16)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(17)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,374百万円、延滞債権額は31,265百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は141百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,109百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,891百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,663百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,704百万円、延滞債権額は34,363百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は77百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,034百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,179百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,219百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																												
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(割賦債権)</td> <td>264百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース投資資産)</td> <td>2,519百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,997百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,093百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,502百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は852百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、389,852百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが366,030百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,058百万円	その他資産(割賦債権)	264百万円	その他資産(リース投資資産)	2,519百万円	その他資産	2百万円	預金	1,997百万円	借入金	2,093百万円	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(割賦債権)</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース投資資産)</td> <td>2,524百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,810百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,968百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,590百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は803百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、386,593百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが365,612百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,058百万円	その他資産(割賦債権)	220百万円	その他資産(リース投資資産)	2,524百万円	その他資産	2百万円	預金	1,810百万円	借入金	1,968百万円
預け金	30百万円																												
有価証券	1,058百万円																												
その他資産(割賦債権)	264百万円																												
その他資産(リース投資資産)	2,519百万円																												
その他資産	2百万円																												
預金	1,997百万円																												
借入金	2,093百万円																												
預け金	30百万円																												
有価証券	1,058百万円																												
その他資産(割賦債権)	220百万円																												
その他資産(リース投資資産)	2,524百万円																												
その他資産	2百万円																												
預金	1,810百万円																												
借入金	1,968百万円																												

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,866百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,992百万円</p> <p>11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,852百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 25,276百万円</p> <p>11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)</p>
<p>2 その他経常費用には、貸出金償却859百万円、貸倒引当金繰入額178百万円及び株式等償却2,731百万円を含んでおります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、償却債権取立益402百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、貸出金償却1,159百万円、貸倒引当金繰入額3,726百万円及び株式等償却874百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108			114,108	
合計	114,108			114,108	
自己株式					
普通株式	659	10		669	(注)
合計	659	10		669	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 10千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	397	3.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	397	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108			114,108	
合計	114,108			114,108	
自己株式					
普通株式	680	3		684	(注)
合計	680	3		684	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 3千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	396	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	396	利益剰余金	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 94,439	現金預け金勘定 95,752
定期預け金等 2,004	定期預け金等 1,859
現金及び現金同等物 92,435	現金及び現金同等物 93,892

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	45	53
1年超	2	3
合計	47	56

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	130,097	130,097	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,713	13,626	86
其他有価証券	623,393	623,393	
(3) 貸出金	1,621,460		
貸倒引当金(*)	16,973		
	1,604,486	1,607,172	2,685
資産計	2,371,690	2,374,289	2,598
預金	2,287,937	2,289,612	1,675
負債計	2,287,937	2,289,612	1,675

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

最近の金融市場の状況を勘案した結果、一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当連結会計年度末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。これにより、市場価額によって評価した場合に比べ、有価証券が837百万円、其他有価証券評価差額金が498百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が339百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティを主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,686

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。中間連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	95,752	95,752	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,711	13,739	28
その他有価証券	656,773	656,773	
(3) 貸出金	1,636,457		
貸倒引当金(*)	19,970		
	1,616,487	1,622,678	6,191
資産計	2,382,725	2,388,944	6,219
預金	2,326,936	2,328,281	1,345
負債計	2,326,936	2,328,281	1,345

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,651

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,031	2,081	50
	地方債	2	2	0
	短期社債			
	社債	1,550	1,566	16
	その他	4,000	4,089	89
	外国証券	4,000	4,089	89
	小計	7,583	7,739	156
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	1,130	1,116	13
	その他	5,000	4,770	229
	外国証券	5,000	4,770	229
	小計	6,130	5,886	243
合計		13,713	13,626	86

2 その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,445	984	460
	債券	360,308	355,535	4,772
	国債	125,924	124,385	1,539
	地方債	72,063	70,994	1,068
	短期社債			
	社債	162,319	160,155	2,164
	その他	18,894	18,607	286
	外国証券	18,894	18,607	286
	その他の証券			
	小計	380,647	375,127	5,520
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	26,951	34,801	7,849
	債券	197,396	199,554	2,157
	国債	143,311	145,093	1,781
	地方債	16,053	16,181	127
	短期社債			
	社債	38,031	38,279	247
	その他	18,397	20,254	1,857
	外国証券	11,785	12,002	216
	その他の証券	6,611	8,252	1,640
	小計	242,745	254,609	11,864
合計		623,393	629,737	6,343

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,686百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,279百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

- (1) 時価のある株式は、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。

また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合に減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合、

当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合、

- (2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	2,031	2,070	38
	地方債			
	短期社債			
	社債	1,700	1,703	3
	その他	4,000	4,198	198
	外国証券	4,000	4,198	198
	小計	7,731	7,972	240
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	980	970	9
	その他	5,000	4,796	203
	外国証券	5,000	4,796	203
	小計	5,980	5,767	212
合計		13,711	13,739	28

2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,606	1,165	440
	債券	470,432	465,997	4,434
	国債	188,976	187,947	1,029
	地方債	90,756	89,528	1,228
	短期社債			
	社債	190,698	188,521	2,176
	その他	15,599	15,406	193
	外国証券	15,599	15,406	193
	その他の証券			
	小計	487,638	482,569	5,068
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	23,208	31,772	8,563
	債券	125,135	126,252	1,116
	国債	102,831	103,890	1,058
	地方債	4,600	4,609	8
	短期社債			
	社債	17,702	17,751	48
	その他	20,790	23,521	2,730
	外国証券	15,207	15,702	494
	その他の証券	5,583	7,818	2,235
	小計	169,135	181,546	12,411
合計		656,773	664,116	7,342

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,651百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、874百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

- (1) 時価のある株式は、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合に減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

- (2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	8,360	8,360			

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	7,588	7,588			

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,343
その他有価証券	6,343
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	2,560
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,783
(-)少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,783

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,342
その他有価証券	7,342
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	2,964
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,377
(-)少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,377

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	30		0	0
	買建	20		0	0
	通貨オプション				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	10,000	10,000	(注)
	合計				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 売建				
	買建				
	通貨オプション 売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建	55		0	0
	買建				
	通貨オプション 売建				
	買建				
	その他 売建				
	買建				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	10,000	10,000	(注)
	合計				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	16,638	5,800	4,369	26,807

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	15,917	6,079	4,990	26,988

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,005.37	1,013.39
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計	百万円	116,312	117,046
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,276	2,103
(うち少数株主持分)	百万円	2,276	2,103
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	114,036	114,943
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	113,427	113,423

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	19.73	16.74
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,237	1,899
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,237	1,899
普通株式の期中平均株式数	千株	113,443	113,425
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	8 129,850	8 95,477
コールローン	4,822	4,973
商品有価証券	156	182
金銭の信託	8,360	7,588
有価証券	1, 8, 12 638,794	1, 8, 12 672,137
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,623,934	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,638,808
外国為替	6 1,083	6 916
その他資産	8 6,406	8 42,809
有形固定資産	10, 11 23,874	10, 11 23,575
無形固定資産	3,362	3,003
繰延税金資産	24,379	25,897
支払承諾見返	6,733	6,311
貸倒引当金	16,016	18,617
資産の部合計	2,455,743	2,503,063
負債の部		
預金	8 2,288,928	8 2,327,951
譲渡性預金	19,639	24,701
借入金	721	2,725
外国為替	60	16
その他負債	11,816	12,576
未払法人税等	116	92
リース債務	1,079	1,068
その他の負債	10,621	11,415
賞与引当金	980	973
役員賞与引当金	29	31
退職給付引当金	10,499	10,505
役員退職慰労引当金	426	393
睡眠預金払戻損失引当金	200	213
偶発損失引当金	176	233
再評価に係る繰延税金負債	10 1,701	10 1,682
支払承諾	6,733	6,311
負債の部合計	2,341,915	2,388,316

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	25,217	25,371
資金運用収益	20,453	19,170
(うち貸出金利息)	16,567	15,854
(うち有価証券利息配当金)	3,851	3,263
役務取引等収益	2,509	2,755
その他業務収益	1,472	2,779
その他経常収益	781	2 666
経常費用	20,946	24,512
資金調達費用	1,380	956
(うち預金利息)	1,380	927
役務取引等費用	1,693	1,666
その他業務費用	-	259
営業経費	1 13,940	1 14,010
その他経常費用	3 3,932	3 7,618
経常利益	4,271	859
特別利益	4 298	-
特別損失	5 121	5 61
税引前中間純利益	4,448	798
法人税、住民税及び事業税	20	20
法人税等調整額	2,193	1,133
法人税等合計	2,213	1,113
中間純利益	2,234	1,911

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,408	27,408
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	27,408	27,408
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	26,150	26,150
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150
資本剰余金合計		
当期首残高	26,150	26,150
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,745	1,745
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,745	1,745
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	54,087	58,987
当中間期変動額		
別途積立金の積立	4,900	4,100
当中間期変動額合計	4,900	4,100
当中間期末残高	58,987	63,087
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,748	4,955
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
別途積立金の積立	4,900	4,100
中間純利益	2,234	1,911
土地再評価差額金の取崩	1	28
当中間期変動額合計	3,063	2,557
当中間期末残高	2,684	2,398

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	61,580	65,688
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
別途積立金の積立	-	-
中間純利益	2,234	1,911
土地再評価差額金の取崩	1	28
当中間期変動額合計	1,836	1,542
当中間期末残高	63,416	67,230
自己株式		
当期首残高	437	445
当中間期変動額		
自己株式の取得	3	1
当中間期変動額合計	3	1
当中間期末残高	441	446
株主資本合計		
当期首残高	114,701	118,801
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
中間純利益	2,234	1,911
自己株式の取得	3	1
土地再評価差額金の取崩	1	28
当中間期変動額合計	1,832	1,541
当中間期末残高	116,533	120,343
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7	3,783
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	182	594
当中間期変動額合計	182	594
当中間期末残高	174	4,377
土地再評価差額金		
当期首残高	1,190	1,189
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	28
当中間期変動額合計	1	28
当中間期末残高	1,189	1,217

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,182	4,972
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	181	623
当中間期変動額合計	181	623
当中間期末残高	1,364	5,595
純資産合計		
当期首残高	113,518	113,828
当中間期変動額		
剰余金の配当	397	396
中間純利益	2,234	1,911
自己株式の取得	3	1
土地再評価差額金の取崩	1	28
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	181	623
当中間期変動額合計	1,650	918
当中間期末残高	115,169	114,747

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 : 12年～50年 その他 : 2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,254百万円(前事業年度末は21,928百万円)であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 32百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,239百万円、延滞債権額は31,120百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は131百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,109百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,600百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,663百万円あります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、300百万円あります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 32百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,593百万円、延滞債権額は34,203百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は73百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,034百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,905百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,219百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,997百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,502百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は849百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、382,852百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが366,030百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,058百万円	その他資産	2百万円	預金	1,997百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,810百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,590百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は800百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、379,850百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが365,612百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,058百万円	その他資産	2百万円	預金	1,810百万円
預け金	30百万円																
有価証券	1,058百万円																
その他資産	2百万円																
預金	1,997百万円																
預け金	30百万円																
有価証券	1,058百万円																
その他資産	2百万円																
預金	1,810百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,866百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 23,576百万円</p> <p>12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,852百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 24,101百万円</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 568百万円 無形固定資産 388百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却721百万円、貸倒引当金繰入額198百万円及び株式等償却2,731百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益は、償却債権取立益298百万円であります。</p> <p>5 特別損失には、固定資産処分損30百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 598百万円 無形固定資産 411百万円</p> <p>2 「その他経常収益」には、償却債権取立益386百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却1,100百万円、貸倒引当金繰入額3,301百万円及び株式等償却874百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、固定資産処分損61百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	659	10		669	(注)
合計	659	10		669	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10千株

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	680	3		684	(注)
合計	680	3		684	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,547	1,242		304
無形固定資産				
合計	1,547	1,242		304

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	1,235	1,066		169
無形固定資産				
合計	1,235	1,066		169

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	251	156
1年超	88	37
合計	340	193

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	224	158
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	190	135
支払利息相当額	20	8
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	32
関連会社株式	
合計	32

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	32
関連会社株式	
合計	32

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	19.70	16.85
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,234	1,911
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,234	1,911
普通株式の期中平均株式数	千株	113,443	113,425
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月10日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	396百万円
1株当たりの中間配当金	3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月11日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト - マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月11日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト - マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。